

2023年7月31日

教職員・情報通信技術支援員（ICT支援員）
著作権講習会 第1部

授業目的公衆送信補償金制度 活用のための基礎知識

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



野方 英樹

- I 著作権制度の仕組み
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用
 - IV SARTRAS
 - V 今後の展望
-



資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

- I 著作権制度の仕組み
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用
 - IV SARTRAS
 - V 今後の展望
-



資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

著作物は身近なもの

好きになることが多いもの

- 小説、漫画、新聞記事、絵画、音楽、映画、ダンス、配信動画、ゲーム など

自分で創ることが多いもの

- 写真、俳句、イラスト、論文、曲、歌詞、配信動画 など

教育で

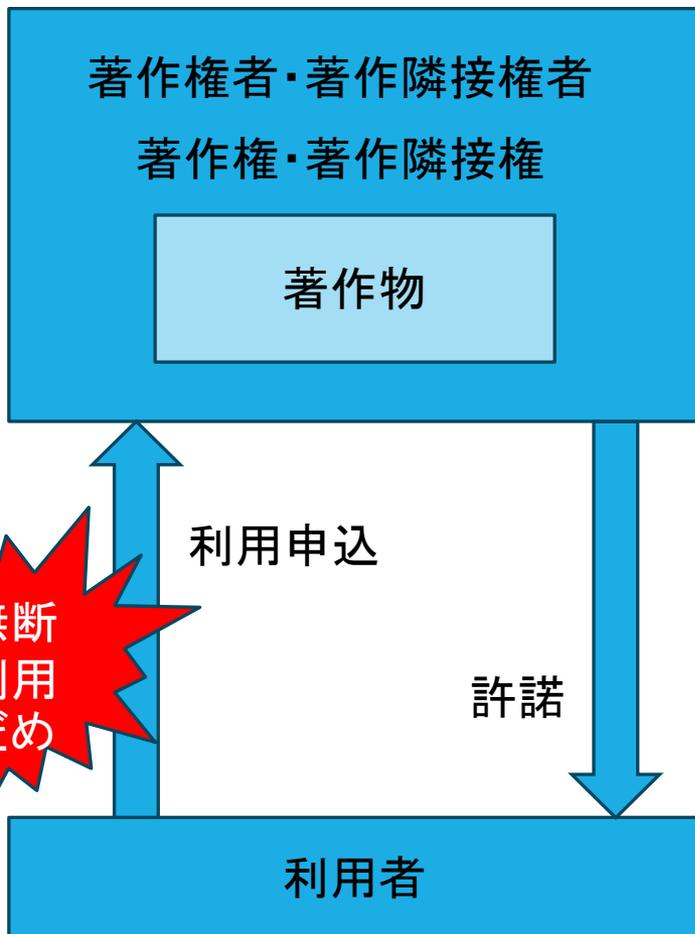
- 教科書や専門書に掲載された文章や写真、イラスト、地図帳、資料集、試験問題

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（第2条）



上・下とも撮影：野方英樹

著作権と著作隣接権 原則



著作権

- 創作した著作物は自分の財産なので、第三者に勝手に使われないよう、使いたい人に許諾したり禁止したりする権利で著作権者が持っているもの
- 著作権者の死後70年※保護**（保護期間経過後は自由利用可能）

著作隣接権

- 著作物を演じたり、原盤にしたり、放送・有線放送したりしたものは自分の財産なので、第三者に勝手に使われないよう、使いたい人に許諾したり禁止したりする権利で著作隣接権者（実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者）が持っているもの
- 実演は行われた日、レコードはその発行の日から70年保護、又は放送、有線放送が行われたときから50年保護**（保護期間経過後は自由利用可能）

享有するもの（登録手続き不要）

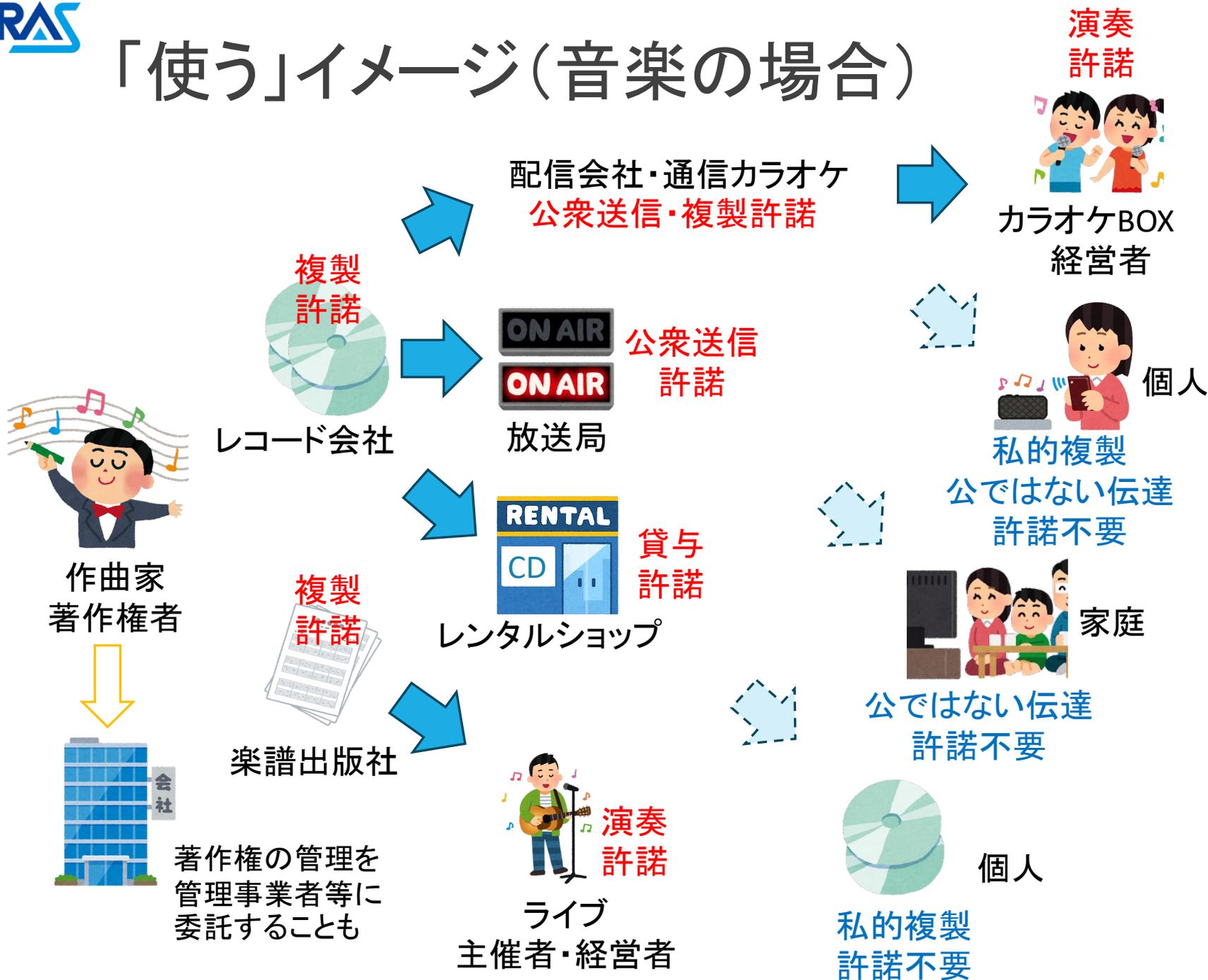
- 生まれながらにして有しており、著作物を創作したときから発生

財産権であり他人に譲渡可能

- 著作権者、著作隣接権者**という言葉がある
- 著作権者**が必ずしも**著作権者**ではない場合がある

外国の著作物も国内の著作物と同様の取扱い

「使う」イメージ(音楽の場合)



複製

第三者の行為を禁止する
権利を有する

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する

- 手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。

該当する例

- ・ 黒板への文学作品の板書
- ・ ノートへの文学作品の書き込み
- ・ 画用紙への絵画の模写
- ・ 紙粘土による彫刻の模造
- ・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
- ・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
- ・ キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
- ・ パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
- ・ 著作物のファイルのサーバへのデータによる蓄積（バックアップも含む）
- ・ テレビ番組のハードディスクへの録画
- ・ プロジェクターでスクリーン等に投影した映像データを、カメラやスマートフォンなどで撮影すること

公衆送信

運用指針より

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する

放送、有線放送、インターネット送信（サーバへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆 ※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備 や サーバ（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例

- ・ 学外に設置されているサーバに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信
- ・ 多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信
- ・ 学校のホームページへの著作物の掲載
- ・ テレビ放送
- ・ ラジオ放送

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

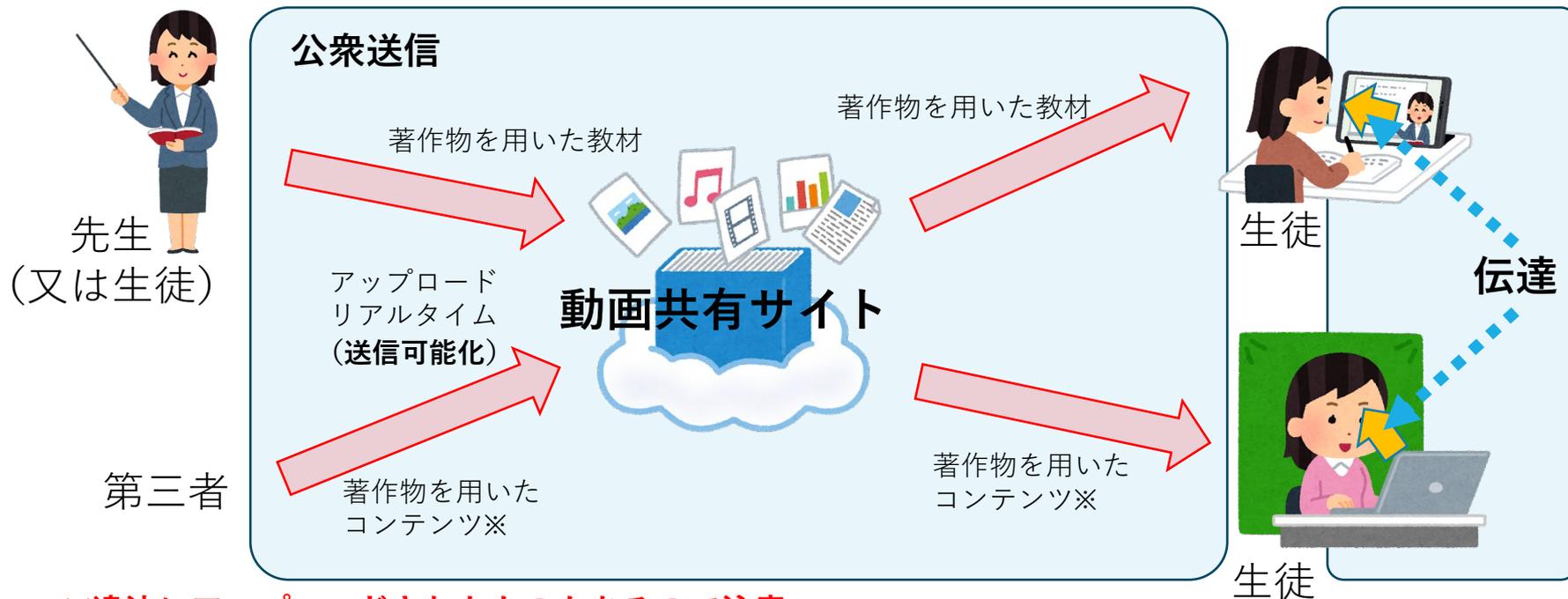
伝達

著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する

- 公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

該当する例

- 授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。



※違法にアップロードされたものもあるので注意

権利の制限 **例外**

権利制限

- 著作権法には、使い方によって許諾を得なくても良い場合が、限定して列挙されている(著作権法第五款**著作権の制限**(第30条から第50条、著作隣接権においては第102条参照)
- 教育目的の利用に関しても、これらの制限規定に該当すれば許諾を得なくても利用可能
 - ⇒教育目的の利用であれば著作権は気にする必要はない・権利者の許諾を得なくてもよい、という理解は正しいとはいえない

(参考)権利制限にあたらぬのに、許諾を得ずに利用することは権利侵害

- 刑事上の責任: 十年以下の懲役若しくは千万円(法人三億円)以下の罰金
- 民事上の責任: 損害賠償請求、不当利得返還請求
 - ☞ 補償金を支払わない場合、法定の債務不履行ということで損害賠償請求の対象

著作権の権利制限

例外の例

私的使用のための複製(第30条)

- 私的使用を目的として、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて複製する場合は補償金の支払いが必要

付随対象著作物の利用(第30条の2)

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(第30条の4)

図書館等における複製・インターネット送信等(第31条)

- 補償金の支払い等一定の条件のもとに、図書館資料の公衆送信を行うことができる

引用・転載(第32条)

教科用図書等への掲載(第33条)

- 掲載に際しては、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要

教科用図書代替教材への掲載等(第33条の2)

- 掲載に際しては、教科書用図書発行者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要

- 教科用拡大図書等の作成のための複製等(第33条の3)

- 営利目的で当該拡大教科書を販売する場合には、著作権者への補償金の支払いが必要

- 学校その他の教育機関における複製・公衆送信・公の伝達(第35条)

- 公衆送信(遠隔授業のための同時配信を除く)を行う場合には、教育機関の設置者は著作権者への補償金の支払いが必要

- 試験問題としての複製等(第36条)

- 営利目的のための利用の場合は、著作権者への補償金の支払いが必要

- 営利を目的としない上演・演奏・上映・口述等(第38条)

- 翻訳、翻案等による利用(第47条の6)

- ☞ 第35条第1項により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、翻訳、編曲、変形又は翻案可

著作者・実演家人格権(参考)

権利の種類

- **公表権** 著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。)を公衆に提供し、又は提示する権利
- **氏名表示権** 著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供・提示に際し、その実名・変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利
- (実演家)その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利。
- **同一性保持権** 著作物及びその題号の同一性を保持する権利。その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない
- (実演家)その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けない
 - 同一性保持権は、著作物(実演)の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変には、適用しない

著作者(実演家)人格権は、著作者(実演家)の一身に専属し、第三者に譲渡することができない

著作物を公衆に提供・提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない

著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす

著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる

- I 著作権制度の仕組み
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用
 - IV SARTRAS
 - V 今後の展望
-

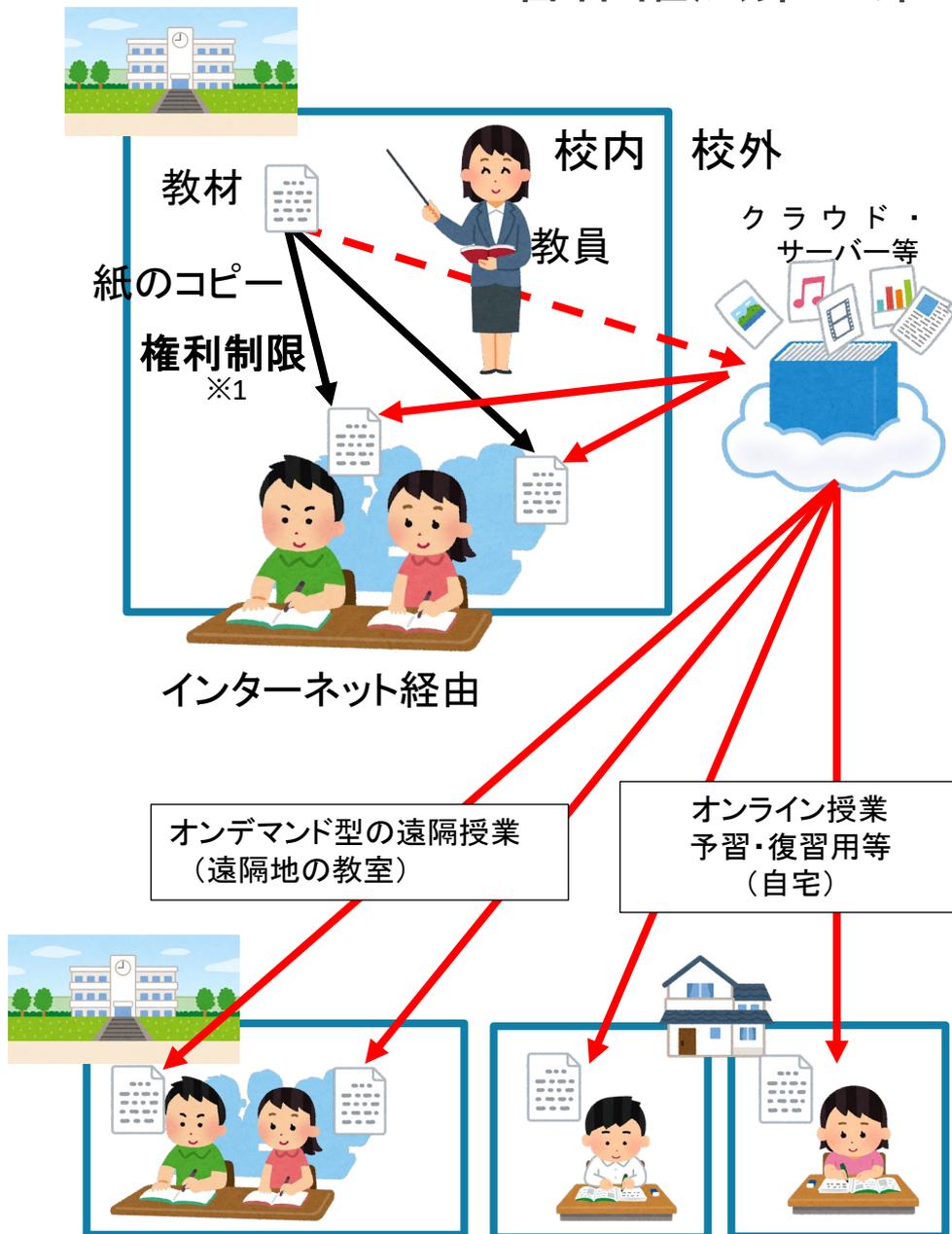


資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

赤線

原則要許諾

※2



第35条の規定により著作物を利用する場合、慣行があるときは複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により出所を明示しなければならない

出所の明示とは

利用される著作物が特定され、著作権者や著作物に接する者がその利用の状況を容易に認識できるような情報
例 著作物の題号、著作者名、書籍名、出版者名、版数、巻数、頁数等

※1 著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、第32条(引用)など第35条とは異なる条文が適用になって無許諾・無償で利用できる場合あり

※2 同時中継合同・遠隔授業(対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継)は、無許諾・無償

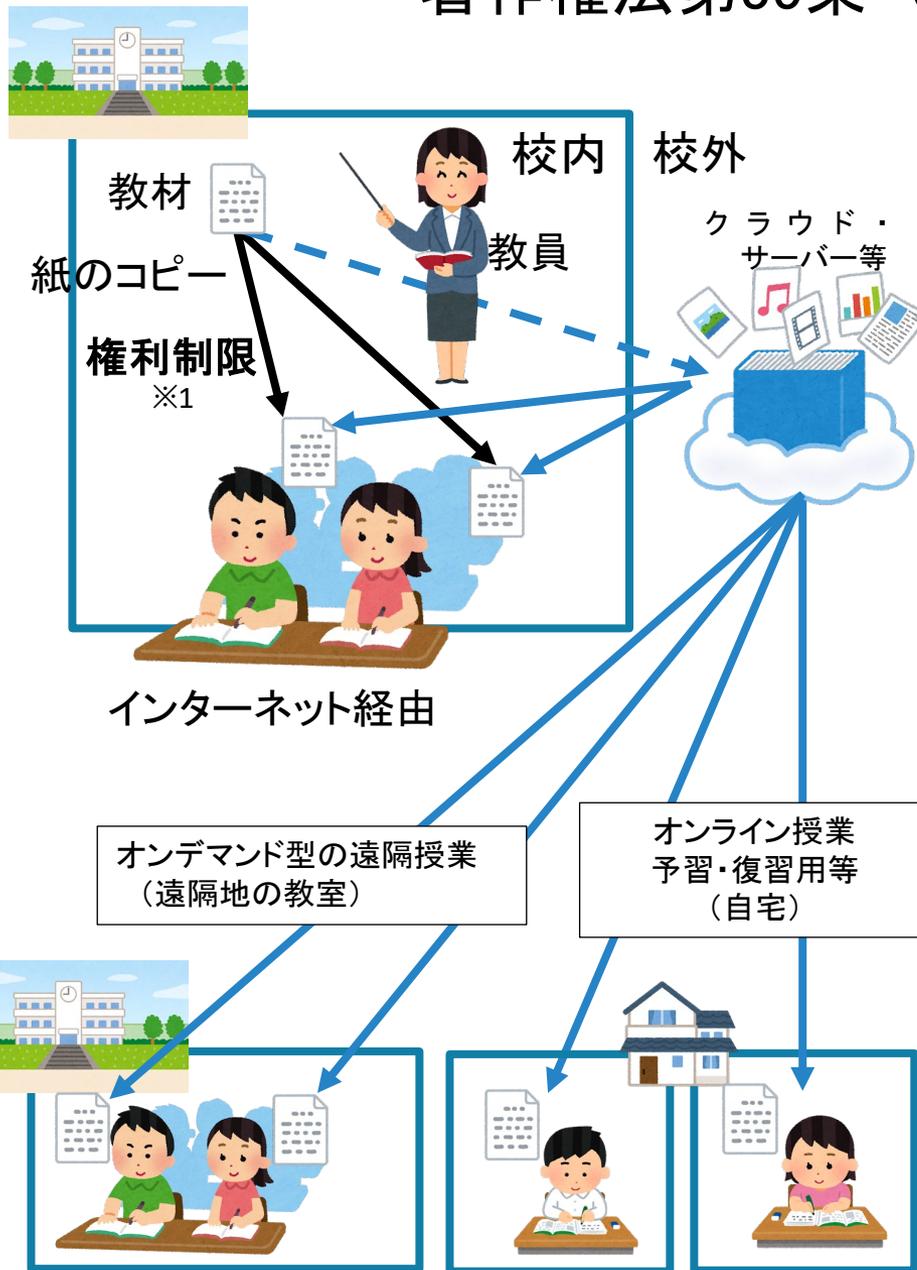
注) URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはならない

第35条

- 1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

著作権法第35条（公衆送信・改正後）

赤線が青線に変更
 許諾は不要
 ※1
 ※2
補償金支払い必要



第35条の規定により著作物を利用する場合は、慣行があるときは複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により出所を明示しなければならない

※1 著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、第32条（引用）など第35条とは異なる条文が適用になって無許諾・無償で利用できる場合あり

※2 同時中継合同・遠隔授業（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、無許諾・無償

注) URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはならない

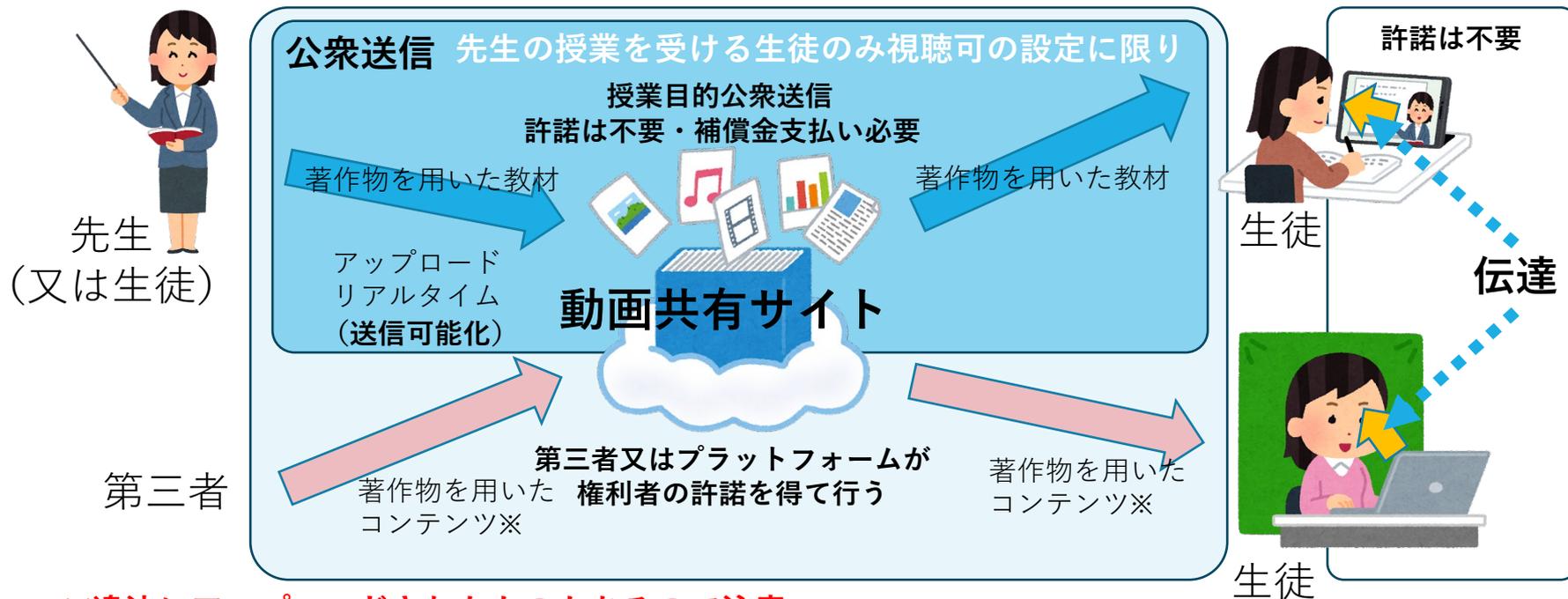
伝達

著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する

- 公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

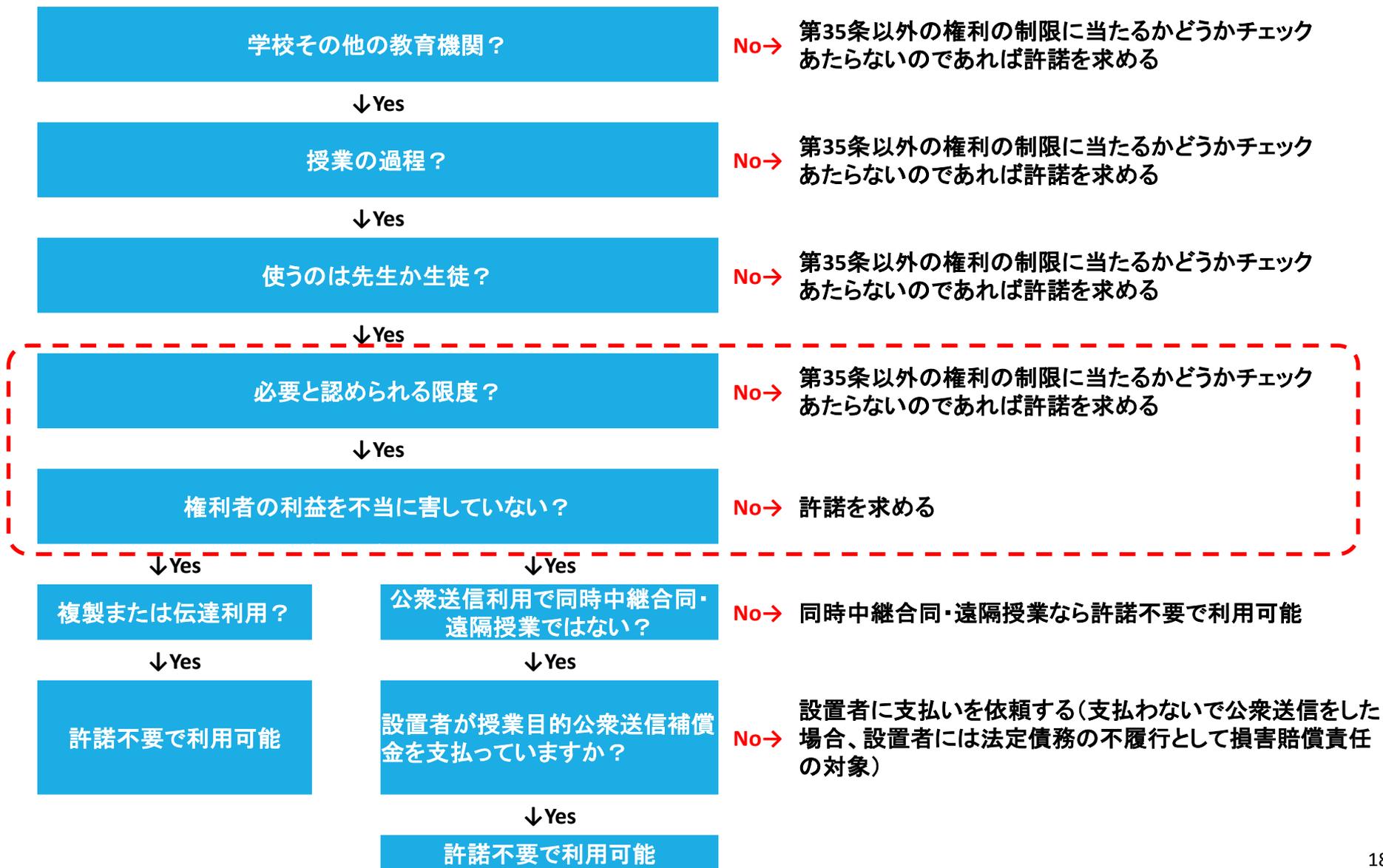
該当する例

- 授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。

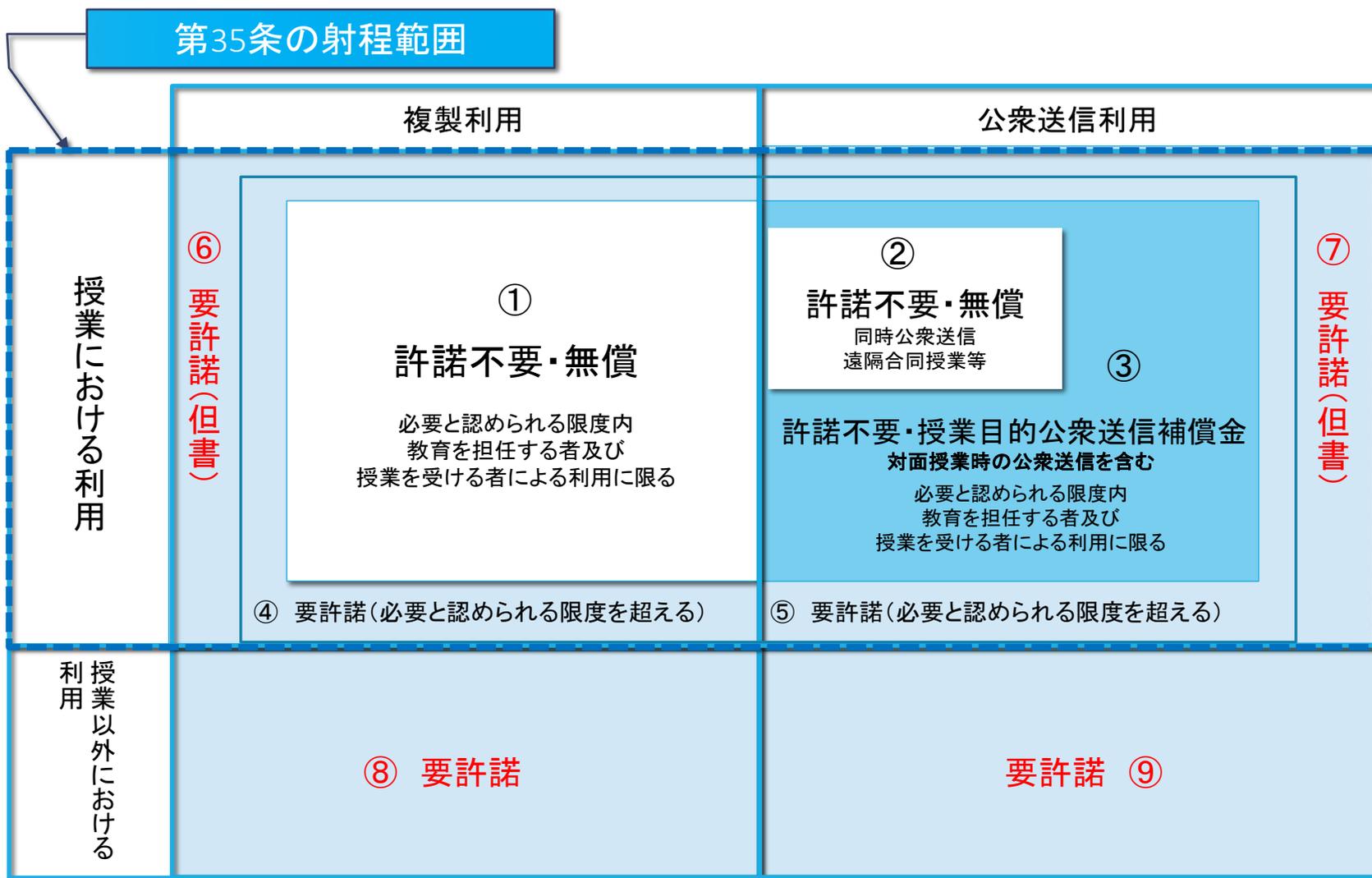


※違法にアップロードされたものもあるので注意

第35条第1項の分解チャート



教育機関における利用と権利制限・補償金・許諾との関係整理



※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場に提示したものを参考にSARTRASが作成したもの。なお、この図は第35条を中心に作成してあるが、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もある。

※いわゆるデジタル検定教科書については、別途「教科用図書代替教材補償金」が教科書会社によって支払われていることにより、学校教育の目的上必要と認められる限度においてであることを要件に、当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。このため、デジタル検定教科書そのものが公衆送信されたとしても③の補償金の対象とはならない。

教育機関で著作物を使いたい！（参考）

第38条第1項の分解チャート（演奏・上演・上映・口述）

営利を目的としていない？

第38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

入場料をとっていない？

第38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

演奏や講演する人に報酬を支払っていない？

第38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

許諾不要で利用可能

そういうことだったのか！

教室の対面授業で教科書を読み上げたり、読み聞かせをしたり、音楽の授業で演奏したり、これらは口述や演奏で著作物を使っていることになるので、このチャートに当てはまれば許諾不要で利用が可能

その様子をオンライン授業で生徒にインターネットを通して届けることは著作物を公衆送信していることになるので、前出の第35条第1項の分解チャートにも当てはめて判断する必要がある

- I 著作権制度の仕組み
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用
 - IV SARTRAS
 - V 今後の展望
-



資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

制度の活用のポイント

- 量の多少や画面・紙面に占める面積の大小にかかわらず、「第三者」の著作物を授業で用いる場合は著作権や著作隣接権を意識することを習慣づけましょう
- 「第三者」、つまり著作権者、著作隣接権者はだれか、なんという著作物(第三者の財産)か、をその出典と共に記録しましょう(出所の明示、利用報告と関連)
- 複製、公衆送信又は伝達利用する場合は、著作権法第35条の諸要件にあてはめてみましょう
 - 必要に応じて「[改正著作権法第35条運用指針](#)」を参照する 
 - 特に「**必要と認められる限度**」か、「**権利者の利益を不当に害している**」ことがないか、客観的にイメージしてみる
 - 公衆送信する場合は、教育機関の設置者が授業目的公衆送信補償金をSARTRASに支払っているか、確認する
- 以上を踏まえ、ICT活用教育において著作物を利用しましょう(許諾を得る必要がある利用であれば、許諾を得て利用しましょう)
 - 許諾を得て利用する場合も、申請名義や使用料負担部署を明確にしておくなどの事前のルール作りが必要
- 生徒さんにも折に触れ、他人の財産を使っていることを意識する機会を作りましょう



改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)/サマリー(参考)

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

	該当する例	該当しない例
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館、省庁等大学校など	営利目的の会社や個人経営の教育施設、企業や団体などの研修施設、カルチャーセンターなど
教育を担任する者	教諭、教授、講師など（名称、教員免許の有無は問わない）	
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者など	
授業	講義、実習、演習、ゼミ、初等中等教育での学校行事・部活動など	教職員会議、保護者会、学校説明会、大学でのサークル活動など
必要と認められる限度	客観的に必要と認められる限度か クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観、研究授業の参加者への配付 ※外形的には判断しにくい	
著作権者の利益を不当に害することとなる場合	客観的に不当に害しているか <不当に害しない可能性が高い> 短歌、俳句や写真、絵画などの全部の複製・送信 個別の新聞記事の全部の複製	<不当に害する可能性が高い> 通常購入が前提の教科書に掲載された著作物について、購入の代替となるような態様で複製・送信

【重要】必要と認められる限度

運用指針より

「授業のために必要かどうか」は**第一義的には授業担当者が判断**するものであり、万一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うこととなります（児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用される限り授業の管理者が責任を負うと考えるべきです。）。その際、授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、**授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要**があります

「必要と認められる限度」は**授業の内容や進め方等の実態によって異なる**ため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、**外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要**があります

○×で簡単に示すことが難しい⇒例示を参考に各自判断することが必要

【重要】権利者の利益を 不当に害することとなる場合

現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要

運用指針で示す事例が確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではない

関係者の見解の相違があった場合には、個々のケースごとに、利用者がその行為について授業の目的に照らして必要と認められる限度であることを客観的に説明し得るか、又は権利者がその利益を不当に害されたことを客観的に説明し得るかによって判断せざるを得ない

○×で簡単に示すことが難しい⇒例示を参考に各自判断することが必要

【初等中等教育】

改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)特別活動追補版より

著作物を利用した特別活動における音楽・映像等のインターネット等での配信について/サマリー（参考）

特別活動＝幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、初等中等教育で行われる入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、運動会、水泳大会、文化祭、合唱祭等の学校行事

保護者等への公衆送信

- 著作物の種類、用途、部数や受信者数、態様等が、運用指針で示された範囲内で、かつ、権利者の利益を不当に害さない範囲内であるならば、権利者に無許諾で、かつ、有償（授業目的公衆送信補償金の支払い）で、保護者や協力者等に特別活動のリアルタイム（ライブ）配信を行うことが可能
- オンデマンド型ストリーミング配信の場合は、視聴期間をあらかじめ設定のうえ、視聴期間終了後にオンデマンド型のコンテンツ（映像等）を即時抹消・廃棄する必要あり

- I 著作権制度の仕組み
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用
 - IV **SARTRAS**
 - V 今後の展望
-



資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

2019年1月22日設立 2019年2月15日文化庁長官指定

授業目的公衆送信補償金関係業務

- 授業目的公衆送信補償金の額の制定・変更
- 補償金の收受
- 補償金の権利者への分配
 - 分配のための利用報告を教育機関設置者から収集
- 共通目的事業（スライド30）の実施
 - 前年度に收受した補償金の2割を原資
- 著作権制度の普及啓発及び調査研究

補償金関係業務以外の業務

- 教育向け一元的ライセンス体制の検討・実施

2024年7月31日現在、常勤役員2名、職員・派遣スタッフ10名、計12名体制

授業目的公衆送信補償金と額

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、緊急的且つ特例的に補償金制度開始初年度(2020年度)に限り無償、翌2021年度より有償化、收受開始

授業目的公衆送信を受ける学生一人当たり包括年額

小学校120円、中学校180円、高等学校420円、大学720円(各税別)

- 包括年額が基本
- 公開講座は別途加算(1授業あたり300円)

支払義務者は教育機関の設置者

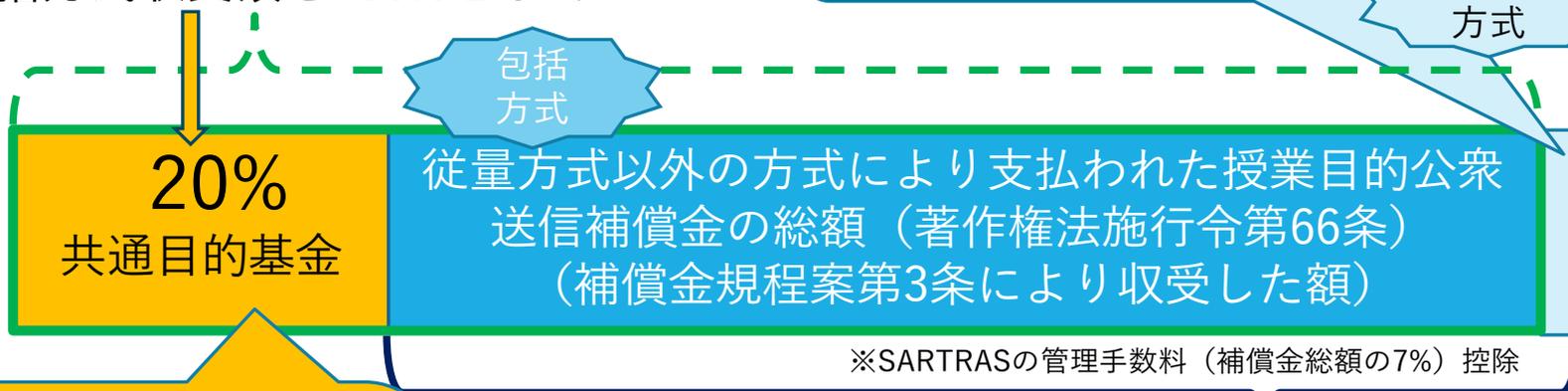
- 国立大学法人、学校法人、地方自治体など

2023年度実績

- 登録教育機関設置者数 3,345
- 申請教育機関数 35,553
- 收受補償金総額 5,156,111千円(税込・前年度比0.5%増)
- 共通目的基金 932,270千円(2022年度收受補償金総額の20%)

補償金の使途

包括方式収受額を100%として



著作物等の利用の実績に応じて支払う方式により支払われた授業目的公衆送信補償金（補償金規程第4条により収受した額）
利用報告に基づき請求

従量方式

共通目的事業へ支出
共通目的事業とは、次のいずれかに該当する事業

- ①著作権及び著作隣接権の保護に関する事業
- ②著作物の創作の振興及び普及に資する事業（共通目的事業）
（著作権法第104条の15、著作権法施行規則第22条の8）

具体的な事業の内容については、法令に従い「権利者全体の利益に資するものとなるよう」学識経験者の意見を聴取（著作権法施行令第67条）すべく学識経験者を委員に加えSARTRAS内に設置した「共通目的事業委員会」で検討

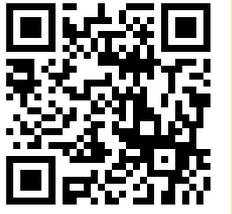
※分配の際、SARTRASが分配業務を委託する著作権等管理事業者や権利者団体（分配業務受託団体）がそれぞれ定める管理手数料控除

利用報告に基づき
権利者へ分配

※権利者連絡先不明の場合は、10年間探索

実施事業一覧⇒

2023年度75事業完了
2024年度49事業決定
（2024年6月30日現在）



共通目的事業の例 教育現場のための著作権情報誌『さあとらす』

記事概要

Creator's Message

連載

親しもう！教育と著作権

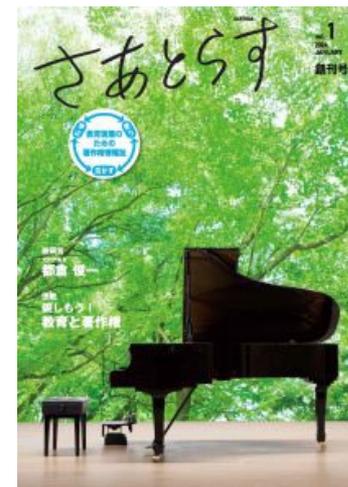
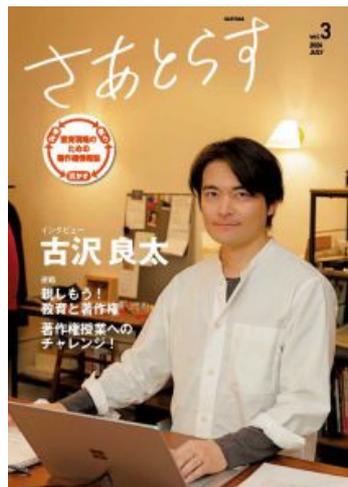
著作権授業へのチャレンジ！

ほか



著作権情報誌『さあとらす』PDF版

SARTRAS WEB SITE



SARTRASの構成団体・役員一覧(参考)

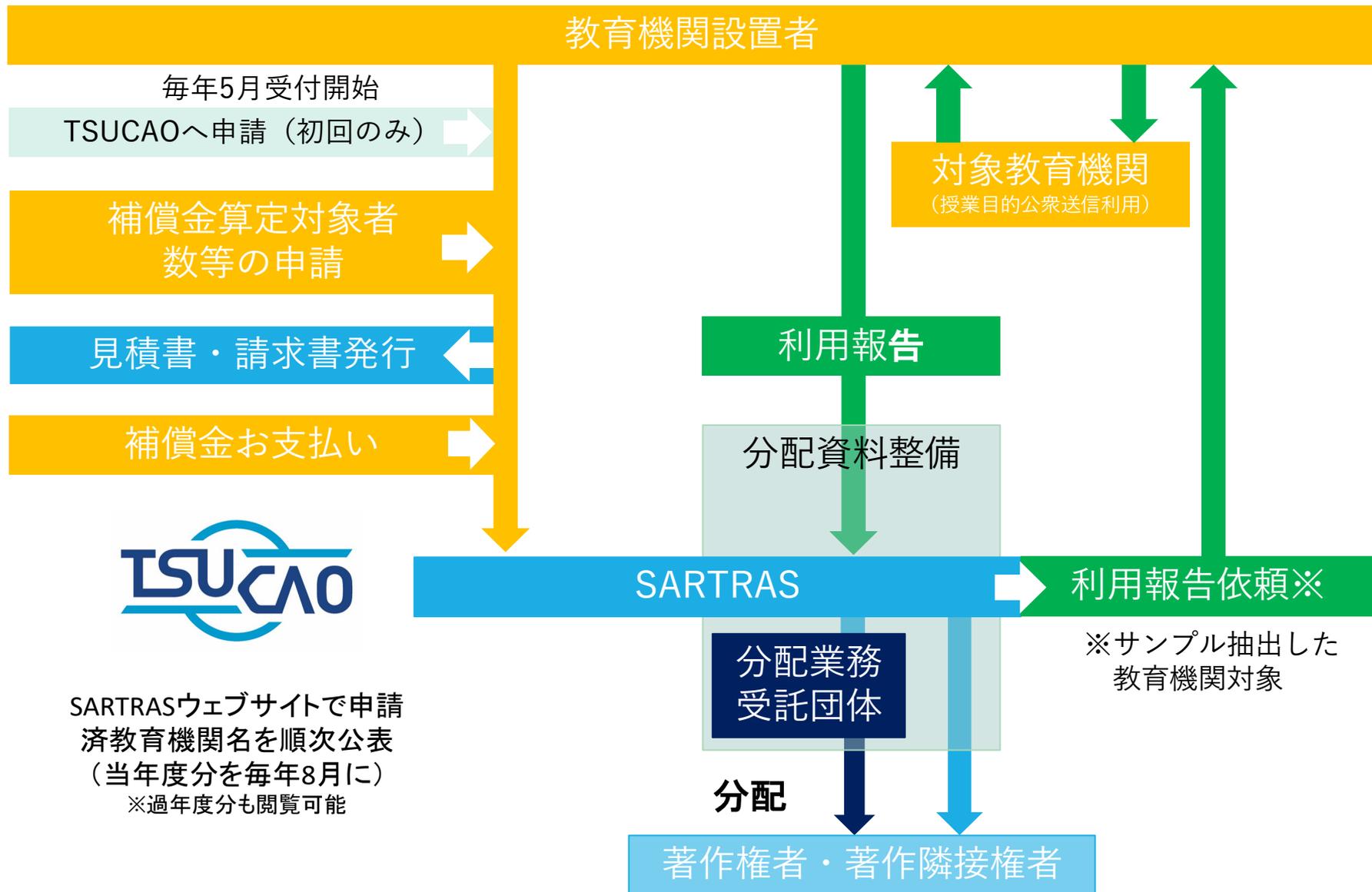
2024年7月31日現在

社員	構成団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会 公益社団法人 日本文藝家協会 協同組合 日本脚本家連盟 協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会 一般社団法人 日本美術著作者連合 公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会 一般社団法人 日本雑誌協会 一般社団法人 日本自然科学書協会 一般社団法人 日本医書出版協会 一般社団法人 出版梓会 一般社団法人 日本楽譜出版協会 一般社団法人 日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人 日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人 日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人 日本民間放送連盟 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長(代表理事)	土肥 一史
副理事長	土屋 俊 三田 誠広
常務理事	高杉 健二
理事	
新聞教育著作権協議会	植木 康夫 江坂 博 竹内 敏 竹島 一登 山下 敏永
言語等教育著作権協議会	金谷 祐子 ハセバクシンオー 山本 一彦
視覚芸術等教育著作権協議会	あんびるやすこ 笹平 直敬 棚井 文雄 中島 千波
出版教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 長谷部 不止志
音楽等教育著作権協議会	池田 正義 楠本 靖 増田 裕一
映像等教育著作権協議会	武井 忠司 二谷 裕真 吉田 一将
有識者	池村 聡 川瀬 真 松田 政行
理事・事務局長	野方 英樹
監事	梅 憲男 鶴田 泰三

※ 6協議会で運営。各構成団体が著作権等を管理している著作物等かどうかと補償金分配の対象かどうかは無関係

補償金支払申請から分配までの流れのイメージ（参考）



利用報告

報告の対象教育機関となった場合には
ご協力のほどよろしくお願いいたします

補償金分配に欠かせない重要な資料

サンプル抽出した申請済教育機関の設置者に対し、報告対象月を指定の
うえ当該教育機関の利用報告への協力要請

- 2024年度約1,800校
- SARTRASが指定する利用月に授業目的公衆送信をした全著作物が報告対象
(35条の適用を受けない利用、教員自身の著作物の自己使用、P.D.(著作権消滅)や35条補償金の支払いを辞退したフリー素材等は報告対象外)
- 「出所の明示」の慣行化

利用報告受付システム「TSUMUGI(つむぎ)」

- 教育機関側の報告負荷軽減と、権利者側で必要な情報の入手とのバランスに
配慮した設計
 - 書籍や音楽におけるISBNその他コード情報等から入力に必要な情報を自動反映する仕組みの導入
 - 著作物等の種類や態様に合わせた用語使い
- 教員の入力→責任者の確認→設置者の確認→SARTRASへ提出

- I 著作権制度の仕組み
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用
 - IV SARTRAS
 - V 今後の展望
-



資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

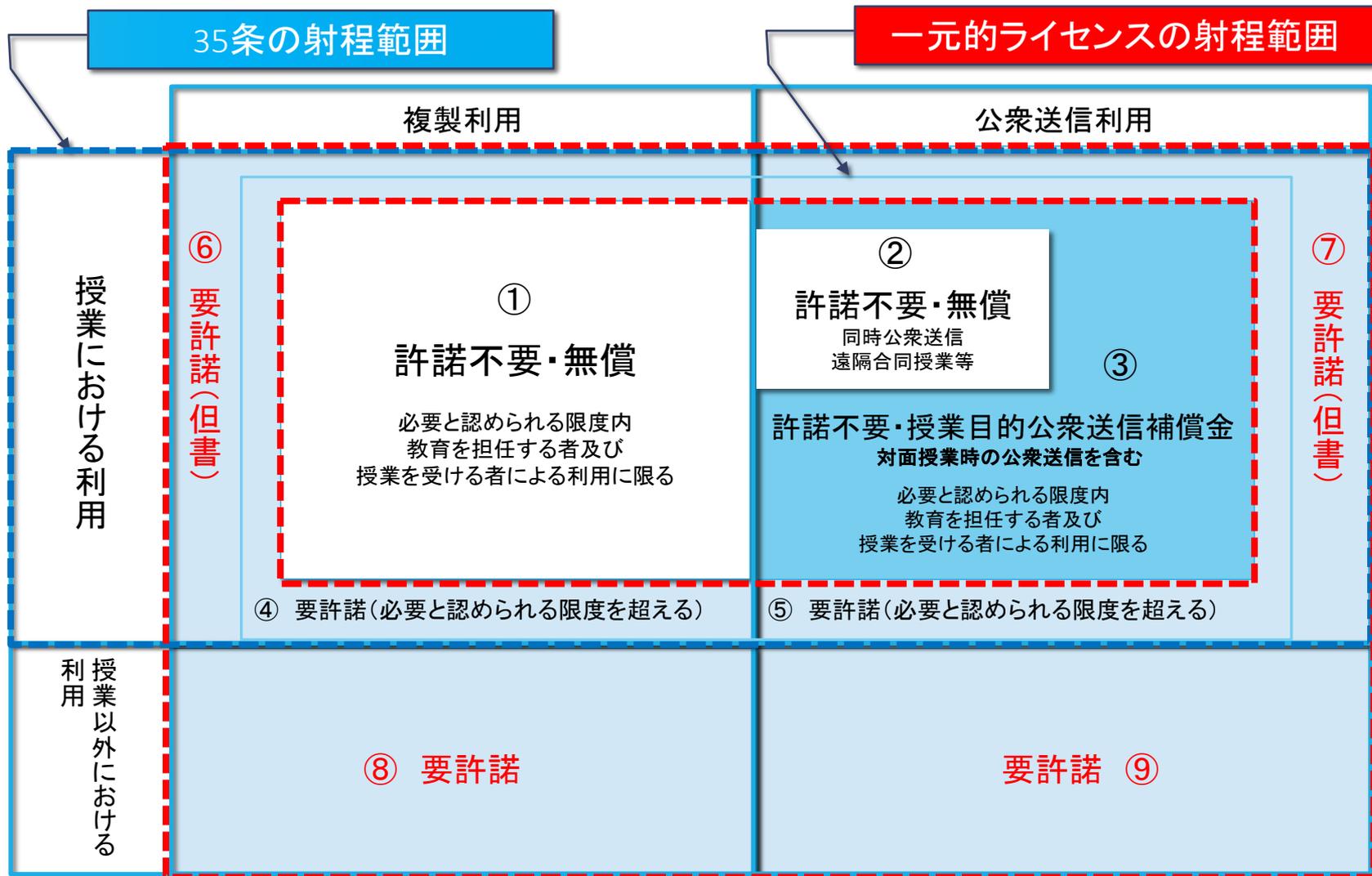
教育向け一元的ライセンス

著作権法に定める権利制限規定の適用を受けない教育機関内の著作物利用に関しては、従来どおり権利者の許諾が必要

教育関係者からライセンス環境の整備を求める声がある、文化審議会著作権分科会報告書(平成29年度)が示す方向性(「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え」る)の実現に向け、検討継続

- 著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官に対し著作権等管理事業者として登録(2020年9月)
- 補償金制度とSARTRASライセンスが一体となり、ICT活用教育を進める上で、教育機関の設置者や教員、学生にとってのコンプライアンスの実現の一助となる著作物等の利用環境の提供が目標
- 教育における一元的ライセンスの許諾対象とすることが望ましい利用方法の把握が鍵

教育機関における利用と権利制限・補償金・許諾との関係整理



著作権制度の普及啓発

政府が目指すICT活用教育の推進にあたり、教育関係者/権利者ともに著作権制度への理解を深めていくことが必要不可欠

- 著作権侵害の防止
- 権利者による誤った説明や対応の防止
- 改正著作権法第35条運用指針への理解促進
- 著作権侵害への懸念や補償金負担に起因するICT活用教育の委縮の回避

教育機関における利用許諾・補償金申請手続きに関する理解

- 窓口や手続き方法

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムでも検討

おわりに～著作権法の目的





撮影:野方英樹

ご視聴ありがとうございました



著作権に関するお問い合わせ先
文化庁 WEB SITE



SARTRAS WEB SITE

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

SARTRAS

野方 英樹

nogata@sartras.or.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町5F

TEL:03-6381-5026 FAX:03-6381-5027

Web Site : <https://sartras.or.jp>

本スライドのイラストは「いらすとや」ウェブサイト(<https://www.irasutoya.com/>)掲載のものを使わせていただきました。